

平成28年9月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成28年10月18日(火)

〔委員会の概要〕

岩佐委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】なし

田尾県民環境部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

岩佐委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

黒崎委員

私のほうからは、四点ほど質問をいたしたいと思います。

まずは、この間、教育委員会の中で、学校給食で残飯がたくさんありますなあという話をいたしました。そんな観点から質問をしたいと思います。御承知のとおり、日本の食料の自給率は40パーセントほどということで、後の6割を外国から輸入しております。この輸入量が大体6,700万トンくらい輸入している。なんと、日本の年間の残飯の量ってというのは、その3分の1くらい、2,300万トンが残飯として残されて、処分されている。この処分にもばく大な金額がかかっている。正確な数字かどうかというところですが、およそ2兆円ほどかかっているということでございます。数字については、前後幾らかあると思うんですが、およそそれくらいかかっていると。

そんな中、無駄を無くしていこうということで、徳島県も3R運動のシンポジウムをするということでございます。私の机の上にもその案内がございまして、早速出席したいということで対応したんです。3Rは、リデュース、減らすということですね、リユース、繰り返して使う、それとリサイクル、再資源化するというこの三つのRということです。特に、一番大切な部分は減らすこと、最初から出さないということだと思っんです。

徳島県も、県民生活の中で大変大きな残飯が出てるんだらうと想定するわけで、これについて少し議論をしたいと思います。徳島県は、残飯、残渣^{ざんさ}について、基本的にどのようにお考えになって、どんな施策で対応しようとしてされておるのか、もちろん3Rの運動もありませんが、もう少し具体的に指し示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤本環境首都課長

黒崎委員から、いわゆる食品ロスの問題についてのお尋ねでございます。委員のほうからもお話ございましたけれども、日本全体で食品の廃棄物がおおよそ2,000万トン以上出ているという状況でございます。そのうち、食べられるのに捨てられている食品ロスの部分が全国的に見て約630万トンと推定されておるところでございます。630万トンだけではなかなか分かりにくいので比較をしてみますと、世界全体のいわゆる発展途上国等への食料援助量が約400万トンですから、その1.5倍になりますし、食用の魚介類のトン数が約600万トンということで、ほぼ同じような数字になっております。非常に大きな量の食品ロスが出ている状況でございます。この問題につきましては、今年日本で開催されましたG7サミットの環境大臣会合の中でも議論されるなど世界的な課題となっており、私どもも解決すべき重要課題であると認識しておるところでございます。県民の皆様や事業者の皆様の実践活動を促していくことが非常に重要かと考えております。

この食品ロス無くすということは、廃棄物を減少させて、いわゆる持続可能な循環型社会を作るという大きな面もございますが、一方では、廃棄物を減らすということによりまして、温室効果ガスを削減するという温暖化対策にもなるということもございまして、本県でも従来から3Rの中で取り組んでいるところでございます。

例えば、昨年1月に策定をいたしました、県民の皆様の環境活動の指針となるべき、環境首都とくしま・未来創造憲章の中にも、食物の恵みに感謝し、食材を無駄なく使い、食べ残しをやめましょうという項目を掲げまして、各種イベントでの啓発、学校とか放課後児童クラブへの出前授業等々で実践行動の促進に取り組んできたところでございます。

さらには、先ほど委員から御紹介がございましたけれども、この20日の木曜日に、中四国で初めて、3R推進の全国大会が徳島県で開催されます。そのプレイベントといたしまして、今月8日に、ら・ら・らフェスティバルというのを開催いたしまして、3Rは三つRがあるということで、ら・ら・らと付けた訳ですけれども、その中でも、進めよう地産地消、考えよう食品ロスというのをテーマにさせていただきまして、エコクッキングの事例紹介ですとか、先進事例の発表などを行って、県民の皆様に食品ロスの削減についての啓発を行ってきたところでございます。

今後とも、食品ロスを削減することについて、県民や事業者の皆様に、協力を訴えかけてまいりたいと考えているところでございます。

黒崎委員

ありがとうございます。何分にも、この活動っていうのは県民、市民に近いところで広報であったり、働き掛けであったりということをやっているかなければならないと思うところでありまして、県下の市町村にも県が中心となって働き掛けをしていただきまして、その成果を得られるような活動にしていきたいと心から要望いたします。どうかよろしくをお願いいたします。

次は、今朝の徳島新聞にも出ていましたけれども、鳥獣被害対策でおおかみをとということでございます。あれを見た時、どうなんだろう、例えばまたマンガースのようなことになりやしないかという心配を一瞬したところでありまして。ハブを増やしちゃうかん、なんとかしなきゃいかんというのでマンガースを導入して、マンガースがまた異常に増えてし

まったという経緯もあります。まず、果たして外国からおおかみを連れてこられるのかというのがあるんですが、外国のおおかみを連れてきて日本の鳥獣対策にというのが、頭の中でうまくつながらないところもあります。ただ、鳥獣被害たるやすさまじいものがございまして、これを何とかしなきゃいかんということで、こういったおおかみということも出てきてるんだと思います。私自身は、生態系の上でも、おおかみの導入というのはいかかなものだろうと半分否定的な考えを持ってるんですが、逆に、うまくいく方法があるというのであれば、いろんな角度から検討をする必要もあるのかなと思います。そんな中で、こういったイベントについて、徳島県として鳥獣対策としておおかみを導入することを1回しっかり考えてみようというスタンスってあるんでしょうか。どうなんでしょうか。

小椋生活安全課長

ただいま、委員からおおかみの導入について、県のスタンスとか、考え方はどうかという御質問を頂いたかと存じます。

今週土曜日に予定されてます日本オオカミ協会によるフォーラムでございますけど、おおかみを日本の山に放すことによって鹿の個体数調整、それから生態系保全を図ろうと考えているようでございます。まず、このおおかみというのは外来種であり、恐らく予定されているのは灰色おおかみ、大陸おおかみとも言われているものだと思いますが、これをもし放すということであれば、当然ながら慎重な議論が大事だと思います。このおおかみは、今現在ワシントン条約において、国同士が取り引きすることによって元の生息する区域での絶滅の恐れがある種であるということも指定されておりますし、それから、万一輸入した場合には、動物愛護管理法に基づきまして、特定動物、危険な動物ということで、勝手には放すことができない、ゲージとかでしっかり逃げないように管理して飼う、万一逃げた場合にも捕まえられるようにとか、捕捉できるようにマイクロチップを付けるとか、そういうことが普通ならされなければならない動物でもあります。

そして、先ほどお話しいただいたマングースの例ですけど、ハブの被害やさとうきび畑で増えておりましたねずみ駆除のために、マングースを導入したという事例がありまして、最初に明治43年に沖縄本島にマングースを放ち、昭和54年に奄美大島でも放したという事例があります。結局のところは、ハブよりも、ヤンバルクイナ、奄美黒うさぎ、養鶏場とかが狙われるということで、結局被害が増えました。奄美大島では一時ピーク時には1万頭まで増えたということで、それを今一生懸命駆除して、やっと300頭水準にまで減ったんじゃないかと。ただし、放っとけばまた増えるということで、環境省は2005年、平成17年に特定外来生物に指定して撲滅しているところで、結局、何のためにやったのかと、後でそういう負の状況に陥ることもあります。

それで、今回放すことによって、もしかすれば、鹿以外の動物を補食し、山のほかの動物の生態系を乱すのではないかと、それから、林業者、登山者が山に入るときの人への危害の懸念、家畜が襲われる懸念も十分にありますので、直ちの導入は考えられないんじゃないかと。そのためにも、情報収集を図りつつ、十分に検討しなければならないものかと思っております。

また、環境省におきまして、おおかみを放すという考えに対しては、我が国でも捕食性外来生物を野外に放した結果、様々な生態系や農作物被害などが確認されているという

ことから、現在生息していないおおかみの導入については慎重に考えることが重要であり、鹿やいのししの被害はありますが、まずは人の手によって捕獲を進めることが大事であるという見解も述べられているところでもあります。徳島県も同様な考え方で、まずは人の手で、外来生物の導入については慎重に臨むべきではないかと考えているところでございます。

黒崎委員

私もそのような考え方と同じでございます。しかしながら、情報の収集だけはしっかりとさせていただきたいと思っております。この話は、国際法、国内法、様々なところでまだまだクリアしなければいかんことがどうもたくさんありそうでございますので、どうか県におかれましても情報の収集をしっかりとさせていただきたいとお願い申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次の点でございますが、私が議員になりたての今から10年前の話ですが、農業の現場から排出される廃プラの問題ですね。例えば、鳴門はれんこん、芋、いろんな生産現場でマルチを使ったり、ハウスを使ったりということで、ビニル製品、あるいはプラスチック製品を毎年、大変よく頻繁に使うんですね。徳島市あたりが相当量のプラスチック製品、ビニル製品を使っているということで、その処理をどうするんでしょうかという議論が以前からずっとあって。ちょうど10年前、私は一番最初経済委員会だったと思うんですが、その委員会の中でこんな議論が出ておりました。この再生化を進めなきゃなんということ、100パーセントを目指すということ、ずっときてたと思うんですが、最近この廃プラの再利用、あるいは処理について、どのように進めておるのかそのあたり確認をしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

新居もうかるブランド推進課長

黒崎委員から農業用使用済みプラスチック類の処理状況ということで御質問を頂きました。現在、徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会というものができておりました。この協議会は基本的に全域が対象となっておるところでございます。それぞれの地域の協議会とこの適正処理対策協議会とが連携しながら、処理を進めているところでございます。

平成27年度の処理の実績を申し上げますと、推定排出量は2,227トンに対しまして、実際の処理量は2,169トン、つまり回収率につきましては97.4パーセントとなっております。これに対する再生率はその全量、100パーセントを現在再生しておるところでございます。

黒崎委員

相当高い数字が出てきてるんですが、回収率、再生率のここ四、五年の数字を教えてください。ただければと思っております。

新居もうかるブランド推進課長

過去5年の状況ということでございますが、回収率は平成23年度につきましては95パーセント、平成24年度につきましては96パーセント、平成25年度につきましては94パーセン

ト、平成26年度が97パーセント、平成27年度も97パーセントということでございます。再生率につきましては、平成23年度からずっと100パーセントでございます。

黒崎委員

すごいですね。100パーセントを達成してる。ここ四、五年ずっと続いているということですので、しっかりと廃プラの対策、農業現場における回収と再生を続けていただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問になりますが、一昨日の新聞、これですね。深刻化する養殖ノリの色落ちの話で、県が防止実験をスタートしたと。来年の4月まで一応やってみるということでございますが、このことについてお尋ねをしたいと思います。

確かに、養殖のノリ、ワカメの色落ちは、生産者の中で非常に深刻な問題になってきておまして、それをどのように解決していくのかという話は、数年前から経済委員会だけでなく、環境対策特別委員会でも取り上げられてきたと認識しております。そんな中で、今後どのように取り組むのか、新聞を読むといろいろ書いてはくれているんですが、今後5年から10年を繰り返して行っていくと。非常に長期戦で、長い視点でやっていかれるということでございますので、なかなか根気も要るなど。これについて、少し御説明を頂ければと思うんですが、よろしく願いします。

片岡水・環境課長

栄養塩管理運転についての御質問でございます。瀬戸内海は、閉鎖性の高い水域でございますので、御承知のとおりCOD、リン、窒素の総量規制を受けております。私どもが管理しております旧吉野川浄化センターにおきましても、窒素とかリンを除去する高度処理を行っております。通常ですと、1リットル当たり処理水に含まれる窒素の量は7ミリグラムにしておるんですけれども、それを倍の15ミリグラムまでアップさせるという運転を10月から翌年の4月まで行いたいと思ってございます。

そういった実証実験の結果につきましては、専門家も含めた検討委員会を作っております。まずはそちらのほうで検証いただきまして、ノリの成長への効果でありますとか、他の水環境への影響を検証したいと考えております。

黒崎委員

生産現場ではいろんなことが言われているわけございまして、現場の言葉をそのまま使いますと、水がきれいになり過ぎたんやなあとか、水温がかなり上がっているのかなあ、温暖化、上流から流れてくる水に養分が少なくなった、様々なことが生産者の中ではその要因として考えられているわけです。栄養塩もその一つであろうかと思っておりますので、是非ともしっかりと研究と実証実験を続けていただいて、今後とも様々な観点から色落ちの問題を克服していく方法をお考えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

来島水産振興課長

ただいま黒崎委員から、今回の浄化センターの管理運転にとどまらず、色落ちを含めたワカメ、黒ノリの藻類の今後の品質の低下を防ぐために、いろんな対策をやっていただき

たいということでございます。浄化センターの管理運営につきましては、県土整備部さんに御協力を頂いて、今回の実証実験ということになりました。水産振興課及び水産研究課、それと現場の漁師さんでどれほどの効果が出るのかということ、数年間、長期になるかもしれませんが、今後、実証実験を続けていきたいと思っております。

それ以外の問題といたしましては、高水温の問題ですとかいろいろございます。これに対しては、新しい品種の開発等を行っていきます。また、色落ち対策について申し上げますと、栄養塩の低下に伴って色落ちするんですけれども、低下した状況というのはずっと続いてるということではなくて、日々状況が変わります。ですから、収穫した時点で栄養塩が低下していると、見た目も余り良くない、製品の価格も安い物になってしましますが、栄養塩が回復すると、通常の製品として出せることもございます。そうしたこともございますので、水産研究課、水産振興課で、水のモニタリングを含めた、水の状況を生産期には漁業者の方に情報提供しているところです。まずは、こういった提供なり、その影響を地道に観測していく中で、当面、製品についての価格低下、品質低下が起こらないような対策を取っていきたいと考えてございます。

黒崎委員

栄養塩を少し増やすことについては、恐らくそこその効果が出てくるのかなと期待を込めて見ているんですが、生産現場ではいろんなことが原因になっているというお話をされる方がたくさんおられるので、是非とも県の関係部局の連携をしっかりとっていただいて、連携プレーで克服していただきたいと要望して、質問を終わります。

達田委員

事前委員会に引き続きまして、今回出されております第7号の条例、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例につきまして、重なる部分もあるかと思っておりますけれども、再度お尋ねしたいと思っております。この条例は、ありとあらゆる県民の暮らしから脱炭素社会を目指して行くんだという観点で書かれておりまして、この条例は県にとって非常に大事な、最もという言葉をつけてもいいくらい大事な条例ではないかなと思うわけです。

それで、ちょっと飛ぶんですけれども、今本当に豪雨であちこち浸水被害を受けて困っております。この間の台風でも、議員の皆さんもあちこち呼ばれて、豪雨被害見てくれということで現地も御覧になったと思うんですけれども、今まで考えられなかったような雨量が一極集中で降って、漬かってなかったような所が漬かるということもありますし。今まで漬かった所は、もちろん毎回毎回漬かるようになってしまったということで、本当に困っておられるんです。

それで、この中に分野別施策ということで、気候変動への適応に関する基本的施策として、第53条には水害、土砂災害、その他の自然災害の予防に資する施策ということが掲げられております。気候変動への適応を図るために、次に掲げる施策を推進するものとするとして、六つ書かれてるんですよ。一番に、水害や土砂災害が書かれていて、非常に多くの場所の水害や土砂災害の対策をしなければならないということだと思っておりますけれども。この頂いた説明書によりますと、分野別の影響ということで、県土保全のところでは、土石流、危険溪流、地滑り、急傾斜、土砂災害により人家などの建物が被害を受ける可能

性のある箇所ということで、合計1万3,001か所もあるんですよと書かれてるんですね。そのほかの河川とか、道路でいつも浸水して困っている所っていっぱいあると思うんですけども、具体的には書かれてないんですね。抽出して書いているんだと思うんですけど、気候変動に対応して事業をしていかなければいけないという箇所が、本当にたくさん出てきてると思うんです。そもそも、この分野別施策の推進をするに当たって、全部やっていったら、一体どれだけかかるんだらうかという試算はされてるんでしょうか。

藤本環境首都課長

達田委員から、今回御報告させていただいております気候変動適応戦略に係る御質問でございます。今回の適応戦略におきましては、いわゆる六つの分野を示させていただいております。それぞれにおいて現在の影響ですとか、今後の影響予測、それから個々の対策等々を記載させていただいているところでございます。ただ、委員がおっしゃられましたのは、恐らく、こういう対策をすればいくら金額がかかるかという御質問かと思えますけれども、適応戦略につきましては、一応今回5年間という期間を設けさせていただいております。今後50年、100年を見据えた事業ということになってこようかと思っておりますので、その予算に関しましてはなかなか積算が難しいのかなと考えております。

達田委員

県下各地で浸水でお困りの地域があって、土砂災害が起きるかもしれないと心配な状態で過ごしておられる県民の皆さんは、雨が降る度に心配をされとんですね。ですから、身近な、県民の皆さんが心配されてる所っていうのは、要望も出てると思うんですよね。市や町からの要望も出てると思います。また、住民の皆さんから直接要望が出てると思いますが、そういう所についてはきちんと試算をして、一体幾らかかるんだらうかということ、500年先でないといけませんよというのでは困るので、やっぱり当面の5年間でどれだけのことのできるのか、きちんと指し示す必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

藤本環境首都課長

50年、100年先と言わずに、当面の5年間とかで、住民からの要望のある所をまずはまとめてというお話ですけども。今回、適応戦略ということで、私ども環境部局のほうでまとめさせていただいております。基本的にはそれぞれ庁内各部局が行うであろうこれからの対策を記載させていただいているところでございます。予算に関しましては、行政の場合、単年度予算でございますので、なかなか将来的な2年後、3年後の予算については難しいところでございますので、そのあたりは今回記載せずに、今後の方向性とかそういった基本的な指針の部分、この戦略の中で記載させていただいております。

達田委員

この条例に掲げている方向性は、非常に大事なことだと冒頭でも申し上げましたけれども。県土整備部にお尋ねいたしますけれども、こういう条例を作るんだということで、県

土整備部としては、こういう対策が必要なんですよということをきちんと御相談されたと思うんですけど、こうした項目を書く以上は差し迫って対策を立てなければならないところがどこなのか、お金がどれだけかかるのか、話合いをされてるんでしょうか。

楠本県土整備部副部長

御質問の趣旨、ちょっとあれなんですけど……。そういった御要望に対して、きちっと話をしてるのかということをございましたら、いろんな所で御要望がございましたら、御要望に対してどれくらいの予算が必要であるとか、現行の予算の中でどれだけのことができるのか当然積算もいたします。

委員のおっしゃる環境の条例でございますが、我が部でも、治水・利水等の条例、危機管理に關しましては命を守るとくしまー0作戦条例とか、徳島県国土強靱化地域計画など、いろんな場面が出ております。特に、治水等に関しては防災対策特別委員会、県土整備委員会もございますので、そういった中でも御議論いただいておりますし、毎年度の予算は当然積算をやっております。

今回入れておりますのは、環境の条例の計画の中で、県土整備部としてこういった対策を進めていくという趣旨で掲げさせていただいておりますので、個々具体的な工事をする場合に積算をするのは当然のことと考えております。

達田委員

ここの第4章、気候変動への適応に関する対策ということですので、今後温暖化によってどんどんと豪雨も増えてくるかもしれない、そういうことに対して、今の県土をどう守るかという立場で書かれてると思うんです。河川は河川、道路は道路、海岸は海岸と別々にありますわ。でもね、この条例っていうのは全体を網羅していると思うんですよね。本当に県土全体を見て守るという立場で、条例を生きたものにしていくということでお尋ねしてるんです。安全・安心の県土を作っていく上で、気候変動に対する対応は待ったなしですね。もう既にこだけ雨が降って、集中豪雨が次々と起きてるわけですから、その対策をどうやって進めていくのかという道筋を県民に指し示していただきたい。もう何年後にはこういう所をしてくれるんだなあという安心感が持てるような対策を是非立てていただきたいと思うわけなんです。

何でこんなことを言うかと言いましたら、阿南市内でもあちらこちらが浸水しております。河川が心配な所もたくさんございます。そして、今まで漬かってなかった所が漬かり、漬かった所は毎回漬かるという状況で。これから先、大雨がどんどん増えてくるかもしれないのに、一体どうなるんだろうという御心配なことが非常に多いわけなんです。ですから、気候がどんどん変わってきて、大雨が増えてきて、どうなるんだろうという不安に答えるような、安全・安心の条例にしていきたいなと思います。是非この点は明らかにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

条例の具体的な条文なんですけど、条例でいいますと23ページになるんですけれども、第9条の県の率先実施というところで、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用の推進に関する取組ということが書かれております。再生可能エネルギーをどんどん増やしていきますよという立場に立たれているということで、非常にいいことだと思うんですけ

れども、現在の再生可能エネルギーが目標に対してどれだけになっているのかお尋ねいたします。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、再生可能エネルギーの件について御質問いただいたところでございます。自然エネルギーの推進戦略というのがございまして、それで2020年に25パーセント、2030年に37パーセントという目標を掲げて、現在その目標の達成に向けてまい進しているところでございます。最新の数字ということでございますけれども、平成26年度で22パーセントということでございます。なお、その比率につきましては、太陽光が5.1パーセント、風力が0.7パーセント、水力が16.2パーセントという構成になっております。

達田委員

平成26年度の数字はこの前も出てるんですけど、最新っていうのはまだ集計してないんですか。

岡島自然エネルギー推進室長

最新の数字ということでございますけれども、昨年度の数字は現在集計中でございますので、平成26年度の数字で対応させていただいております。それ以降、メガソーラーなどもできましたし、数としては上回っているのではないかと考えております。

達田委員

平成26年度の数字につきましては、22パーセントと書かれておりますので分かるんですけども、平成27年度くらいのはせめて分かるのかなと思ったんですけども。

そのうち、太陽光発電についてお尋ねしたいんですが、認定容量に対する導入容量の割合が平成26年度末で43.8パーセントということなんですけれども、太陽光発電につきましてはもう本当に県下至るところ広場があったら太陽光というふうが目立つようになってきましたですね。今、どれだけの発電をされているのか。そして、やっぱりこれからもどんどん導入をしていくことが求められると思うんですけども、ここでは新たないろんなエネルギーということで、余り太陽光につきましてはどんどん進めていきますよということが書かれてないんですけども、太陽光についてはどのようなお考えなんでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

再生可能エネルギーの中での太陽光についての御質問でございます。

平成26年度の分について、太陽光は率でいうと5.1パーセントということで答弁申し上げましたけれども、具体的に申し上げますと、太陽光の導入容量、出力容量というのがまずございます。こちらに稼働率という数字を……稼働率と申しますのは、例えば太陽光であればお日さんの出ないときは稼働いたしませんので、稼働率を一応14パーセントと想定してございまして、この率を掛けた結果ということで、年間3億1,080万2,000キロワットと想定してございます。

それで、今後の太陽光のことについてということでございます。太陽光については、F

I T制度が成立して以降、ほかの再生可能エネルギーに比べまして恐らく設置しやすいというような点も多々あったかと思えますけれども、他の再生可能エネルギーに比べて非常に普及が進んでおるところでございます。一方で、それ以外の小水力とかの普及に対する比率について、太陽光の偏在ということも言われているところでもありますけれども、我々としては再生可能エネルギーの高い目標値を掲げてございますので、太陽光についても、単価は若干下がってきつつあるんですけども、引き続き普及していただけますように努めてまいりたいと考えてございます。

達田委員

太陽光導入の観点といいますか、大きなメガソーラー、それからまたかなり大規模なものがどんどんできてきましたけれども、この中には、県外の方が運営をされているというようなものもございますよね。ですから、そうではなくて、やっぱり地元の方々がこれを設置し、運営して売電収入も地元に入ってくるというような、そういうものをどんどん増やしていただきたいなと思うんですね。

それともう一つは、例えば家を建て替えましたとか、建替ではないんだけど耐震化とかのリフォームをしたときに、太陽光発電装置を付けましようとか。そういうことで、自分のうちで使うものは、自分の家で太陽光でという状況を広く普及する余地がまだまだあるかと思うんですけども、そういう面での普及の計画はどうなっているのでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

今後の太陽光の普及についての御質問でございます。委員おっしゃいますように、再生可能エネルギーで一番特徴になりますのは、地産地消と言われている、生産を海外に頼ったりしないで、地元で使うエネルギーであるということ。

それと、いわゆる自立分散といいまして、分散してやっていくということが非常に大きなメリットとして、いわゆる災害に強い再生可能エネルギーという特徴がございます。先ほどのお話にもありましたけれども、いろいろ災害がたくさん増えている中で、地震などが起きることも当然想定される、そういった大規模災害も含めて、災害に対して、例えば系統が遮断された場合にも、一つの御家庭で太陽光をうまく使いながら、あるいは蓄電池等を設置することによって、系統遮断された場合でも一定の期間、その御家庭で電気が賄えるというような仕組みもできるかと思えます。

そういった面で、家庭への普及という面についてはどんどん我々も機を捉えて進めてまいりたいと考えてございますし、地元業者さんも最近パネルをやっていただける業者さんも増えておるところでございますので、地元企業さんともいろんな機会を提供しながら進めてまいりたいと考えております。

達田委員

太陽光を家庭に設置する場合は、それぞれの方が売ってもうけたらうやと、そんなことではないんですね。先ほどおっしゃったような地産地消、自分の所で使うものは自分のおうちで発電したいなという、そういう環境意識の高まりによって付けておられるという方も多いわけなんですよ。ですから、単価が下がったから付けへんということじゃなく

て、やっぱりそれでも付けていくんだという、そういうことでどんどん増やしていただきたいと思います。

それから、今太陽光どんどん増えておりますけれども、ちなみに、この発電量のうち、売電収入が地元に残っているというのは何割ぐらいあるのでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

すみません。売電収益が地元に残る割合でございますけれども、ちょっとこちら持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

達田委員

また調べていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、この9条の8に、温室効果ガスの排出量の埋め合わせということで、事前の委員会でもお尋ねをしたんですけれども、この森林の整備及び保全並びに再生可能エネルギーの利用等を行うことにより削減して、また吸収することをいうということで9条の8には書かれているんですが、この森林の整備ということに関して一項目設けられて、非常に詳しく書かれておりますよね。

もう一回ちょっと復習になるんですけれども、温室効果ガスを森林の吸収によって13.6パーセント減少させるんだよとなりますと、その森林面積、あとどれだけの森林を整備していく必要があるのか、全体の面積に対して何割なのか、もう一回ちょっとお聞きいたします。

市瀬林業戦略課長

削減目標の13.6パーセントに当たります森林整備についてのお尋ねでございます。この13.6パーセントにつきましては、CO₂のトン数にしますと119万7,000トンという数字になります。このCO₂の固定量を森林の面積に置き換えるということでございますが、実際、森林は目標としております2030年までの間に成長いたしまして、正確な数字を現時点で推測することはなかなか難しいことでございますが、仮に現在のままの森林ということで考えますと、森林の吸収量というのは木が成長する量と、全体の森林の中で整備された森林の割合を掛け合わせて、この二つを基礎数字にしまして算定されているものでございます。

この一つの成長量のほうを、先ほど申しましたように平成25年度の基準年の数字、仮にそのままいたしまして、森林の整備率、いわゆるFM率と申しますが、そちらのほうの率でどれぐらい整備したらいいかというものを仮に計算するというところで起こしてみますと、現在のFM率が65.3パーセントでございます。この65.3パーセントで93万9,000トンのCO₂の吸収をしておるといったようなことで、これを119万7,000トンまで引き上げるということでございますので、同じ比率でいきますと、82.5パーセントの整備率になります。この結果、その差、17.2パーセントというのがこれから整備しなければならない面積になろうかと思えます。

この17.2パーセントを、現在の民有林で木が生えている部分の面積が28万8,000ヘクタールぐらいあるんですが、それに直しますと、約5万ヘクタールになる。その5万ヘクタ

ールにつきまして、この目標到達に約17年ございますので、17年間で割りますと、年間約3,000ヘクタール余りの森林整備ということになりまして、前回の事前の委員会でもお答えしましたように、間伐等の整備面積が現在約3,000ヘクタールやっておりますので、現在の水準で整備をしていくということになろうかと考えております。

達田委員

森林の整備といいますと、事前でも申し上げましたけれども、個人所有とか、非常に小さい山林をたくさんあちこち個人が所有していることがありますけれども、例えば県が購入しましたよ、あるいは事業所が購入するんですよという場合に、県有林、あるいは事業所が持っている林ということになりますよね。そうしますと、整備をしていく手法が異なったのではいかんと思うんですけれども、この整備の手法そのものについて、こういうふうに整備をしていくんですよという指針のようなものがあるんでしょうか。

市瀬林業戦略課長

森林整備の指針につきましては、大きくは国の森林計画というのがございますが、県でも地域森林計画、それから市町村におきましては市町村森林整備計画というのを立ててございまして、いわゆる地域の森林の整備方針というのはその計画によって定められているところでございます。

達田委員

必ず森林の整備をちゃんと毎年していってもらえると、適切な森林施業、伐採、造林、保育その他の森林における施業ということでここに書かれているんですけれども、それは毎年毎年きちんとその山に応じたことをしていってもらおうと。例えば県有林になった場合は、県はちゃんと責任を持つかも分らないんですけども、一般の事業所の方が持ちましたという場合に、それをちゃんとしていただくという保証といいますか、それはあるんでしょうか。

市瀬林業戦略課長

現在、県のほうで進めている森林整備事業につきましては、今、森林の8割が前回お答えしましたように私有林でございます。こういった県の特徴から、できるだけ森林所有者の皆さんに御理解いただきながら整備を進めているところでありまして、整備そのものは、当然自分で山に入って自らの手でやるというようなこともあるんですが、多くの場合は森林組合さんとか、そういう作業を専門にしておる方をお願いをして実施するような形になってございます。現在の整備水準についても、ほとんどが森林組合とかそういう林業事業体と言われる方の手によって整備されているものでございますので、整備水準が落ちることはないと考えております。

達田委員

そうしますと、県有林というのがあると思うんですけども、この条例の趣旨にのっとって増やしていく県有林はどれぐらいの面積を予定しているんでしょうか。

市瀬林業戦略課長

当条例に基づいて県有林を増やすという意味ではございませんで、先ほどの森林管理の面で、いわゆる個人の所有であってはなかなか管理ができないと、こういった森林が将来増えていくといった観点に基づいて、一般的な公益的機能の充実の面から、森林管理につきましては公有林化を進めてるところでございます。

公有林化の目標につきましては、おかしな話ですが、お金を積んでどんどん買っていくといったような面もあるんですが、それ以外に、いわゆる管理の面でできるだけ公的機関に受託を促すとか、別な方法で進めているところがございます。

面積につきましては、整備面積に応じてその中の一部としてこういった面積を織り込んでいるところがございます。

達田委員

森林を整備していきますよということなんですけれども、カーボンオフセットの考え方というのが非常に分かりにくいものだなと思うんです。維持及び利用ということでここに書かれていますのでお聞きしているんですけれども、森林を整備して維持していく、利用していくということになりましたも、そこでちゃんと働いてくれる人がいないとなかなかできることではないんです。県下の森林を整備していくとなりますと、人手というのが要りますよね。そういう人員をちゃんと確保して整備をしていこうという、そこまで考えておられるでしょうか。

市瀬林業戦略課長

人員の面でお尋ねございますが、端的に申しますと、この温暖化防止以外にも当然県土の保全、それから先ほど申しましたように公益的機能のため、それからもちろん木材の県産材の生産といった面から、今、とくしま林業アカデミーをはじめとして人材の養成に県を挙げて取り組んでいるところがございます。

それから、カーボンオフセットの件で、カーボンオフセットだからという意味ではないんですが、一つの一助として、いわゆる森林整備の費用部分をいわゆるカーボンオフセットといいますか、企業さんのほうに寄附金とかで御負担いただいて、そのお金をもって先ほど申しましたように森林整備を行う事業者さんの費用に充てていただく、そういう仕組みというのがカーボンオフセットの仕組みを取り入れたという意味でございますので、そういったような取組の中で費用の部分を御負担いただいて、いわゆる人員とか、それから事業体の部分は、山で今、森林組合等で働いている方のこれを増強していくと、こういう二面で整備を進めていこうとしているものでございます。

達田委員

森林に関しましては、こういう脱炭素社会の実現に向けた取組として森林整備を行っていく。また、県産材をどんどん広げていくという観点からの取組、いろんな分野からの取組で徳島県の森林を守っていくということで、是非推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、この第2款になるんですけれども、温室効果ガスの排出削減計画書を作らなければいけないですよという第25条に掲げられている事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスの排出をするものとして、規則で定めるものというのが書かれているんですけれども、この規則で定める事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスの排出をするものというのは、徳島県内ではどれぐらいあるのでしょうか。そして、相当程度多いというのはどういうふうな概念なのでしょうか。

藤本環境首都課長

達田委員から、今回議会に提案をさせていただいております条例に関しまして、第25条の部分でのお尋ねでございます。ここで、温室効果ガスの排出削減計画の作成を義務付けられております特定事業者というのがございますが、そこは規則で定めるということにさせていただいております。規則のほうは現在策定中でございます。おおよその現状で申し上げますと、この特定事業者とは、エネルギーの消費量が原油換算いたしまして年間で1,500キロリットル以上消費するような事業者、それとあとはトラックとかバスを100台以上保有して運送事業を行っている事業者ということになりまして、その数のお尋ねでしたけれども、県内にはおおよそ100余りの事業者がございます。

達田委員

そうしたら、大きなところで100余りということですね。

それと、これは削減計画ですかね、計画書、目標その他必要な事項を定めた計画書を作成して提出しなければならないということになっているんです。第27条に、作成して知事に提出しますよ、そして、それを公に公表すると書かれていますけれども、公表というのはどういう形をするのでしょうか。

藤本環境首都課長

公表につきましては、県のホームページで公表させていただいております。

達田委員

この第25条に掲げる事業所の中に、発電所というのは含まれるのでしょうか。

藤本環境首都課長

発電所というのがどういふのかはありますけれども、一応電力会社等も事業者として入っておるところでございます。

達田委員

ということは、四国電力とか電源開発とかの発電所が含まれるということで理解してよろしいんですか。

そうしましたら、石炭あるいは石油を燃やしますと、温室効果ガスが非常に多く出ることになるので、今はそれが稼働してくれているおかげで電力がちゃんと供給されているわけなんですけれども、少しでも低減をしていただきたいというようなことを思うわけですね。そ

して、石油をLNGに変えるとか、そういうお願いを県からしていただくということはどうなんですか。あるんですか、ないんですか。

藤本環境首都課長

以前にも申し上げましたけれども、いわゆる電源構成、エネルギーミックスに関しましては、国の大きな基本政策の一つでございますので、やはり国でしっかりとやっていただきたいと考えております。

我々に関しましては、四国電力というか、電力会社に限らず、いろいろな事業所におきまして、やはり普段の事業活動における省エネ活動、いろいろ出張とか輸送・配送におきますその交通機関でのエコドライブ等、それからエコカーへの切替え等、そのあたりを働き掛け、呼び掛けをしてまいりたいと考えております。

達田委員

徳島県内は石炭、石油によって発電をして、そして豊富な電力が供給されているわけですが、坂出の四国電力で見学もさせていただいたんですが、一部LNGに切り替えていくんです。そうしたら環境にも優しくなるんですよとお話しいただいたんですが、そういうふうな状況に少しでも環境が良くなっていくようなエネルギーの使い方をしていただけたらと思いますので、それは個人でお願いしてできるものではないと思いますので、是非県なり国なりからお願いしていただきたいなと思っておりますので、お願いして終わりたいと思います。

岡田副委員長

先ほど栄養塩の話が出てたんですが、栄養塩、1リットルの7ミリグラムから15ミリグラムにアップさせるということで、10月から取り組まれているということなんですけども、実際その栄養塩がどれくらい上がるというのを目標でそのミリグラム数を増やしたのかということと、それと影響される海域はどれくらいと想定されていますか。

片岡水・環境課長

旧吉野川浄化センターの栄養塩管理運転の考え方ということだと思います。下水道の終末処理場では、計画放流水質というのが決まっております、それが1リットル当たり20ミリグラムということでございまして、それが上限ということで15ミリグラムというのを設定してございます。これは、ノリの生育のほうから決めた濃度でなしに、私どものほう、運転上の上限値ということで設定させていただいたところです。

それと、影響の範囲ということなんですけど、現在当浄化センター1日の処理能力が1日の最大で5,900立方メートルということで、非常に処理量が少ないということで、効果の範囲というのが現時点では非常に限定されるのかなと考えております。

岡田副委員長

ありがとうございます。ノリの養殖という話で取組をされているんですけど、実際、先ほどの話にもありましたように、ワカメへの影響というのも非常にありまして。今から種

付けなのであれなんですけど、1月、2月から3月までの間、ちょうど放流されると言われているその期間までの間が大体種付けと収穫時期になるんですけども。先ほど栄養塩を毎日携帯のほうに発信されるというお話もありましたが、ワカメ漁家の皆さんは、それぞれその発信されるのを見ながら、今日上げたんではあかんとか、それを見ながら収穫するタイミングというのも図られていますので。

それと、今言われていたように、その影響範囲というのが非常にワカメの養殖範囲とは比べ物にならないくらい小さいのかなというのと、数量的にも非常に低い数量なので、それでどれぐらいを目標にされているのかなと。逆に、環境面と水産業面という部分を併せての話の中でも、環境に影響がない程度というのが多分目標だとは思いますが、できましたらもうちょっと範囲を広げられるような対策を考えてもらいたいなと。瀬戸内海うんぬんの法律もありますので、何ですが……。ただ、鳴門わかめは、徳島県ブランドとしてトップバッターで頑張っているんで、地場産業を守るといふことと併せて、環境を守るといふこととのバランスを取りながら、是非積極的に検討してもらって。それと、先ほどの話では、どこまでの範囲がというのも多分まだリサーチされてないと思うんです。10月からなので、これから刻々とされていくと思うんですけど、定点はある程度取ってもらって、それでワカメの養殖の範囲まで広げてもらって、瀬戸内海の海域での測定値も多分必要になってこようかと思うんですけど、それも合わせながら、放出していく量というのも若干前後させていただけたら有り難いんですけど、いかがでしょうか。

片岡水・環境課長

この度の実証実験についての御質問でございますが、先ほど申しましたように、専門家も交えた検討会を作っておりますので、今回の実験の状況は、水質観測等で調査をすることにしておりますので、副委員長の御指摘も含めて、今後検討会でしっかりと検証していきたいと思っております。

岡田副委員長

是非専門家の方の声も聞きながら、徳島県の環境汚染、それで逆に窒素、リンが上がるというところも出てくるということもありますので、その見極める知識が必要やと思うんですけども。やはり今言われているところは、雨が少なかったら栄養塩が非常に悪いというところもありますので、やっぱり山の恵みというのが海にも影響している、水の流れというのが影響していることも含めながら、是非対策として農林水産業との連携もとりながら、是非進めていただきたいと思います。お願いします。

それともう一点は、ナガエツルノゲイトウという外来生物の話なんですけども、これ旧吉野川のほうから発生していて、駆除の話が出ていたんですけども、それが外来生物なので威力が強くて、やはりだんだん生息水域が広がってきていまして、それで実際の農家さんの水路まで入り込んでくるぐらいのエリアまできているという話なんですけども。実際に農家さんに話を聞いたら、巡回してくれている人が見付けて採ってくれたとかいう話があるんですけども、特定外来生物に関しては結局勝手に動かすと罰金よねということがあって、その部分で、皆さん見付けても自分たちでどうしようもできないよねというお話があるんですけども、そのあたりいかがでしょうか。見付けて、私にも連絡くれるし、

地元の市役所に言ったり、農協さんに言ったりというようなこともいろいろされているんですけども、見付けて対策されるというので今のところはやってくれはっているんですけど、それでもまだなおかつ進出してきているというか、発見する水域というか流域が広がっているというところに対していかがでしょうか。

藤本環境首都課長

今、岡田副委員長のほうからナガエツルノゲイトウの駆除のお話がありました。このナガエツルノゲイトウは、お話にもありましたように外来生物ということで、外来生物法、正確には長い名称の法律なんですけれども、これによって特定外来生物ということに指定をされておりまして、栽培をしたり、保管をしたり、また運搬したりということが禁止をされておりまして、駆除をしようとする場合には、地方公共団体が行う場合もありますし、いろいろな民間の団体の方が行う場合もありますけれども、それぞれの場合におきまして、環境大臣のほうにその防除実施計画というのを確認もしくは認定を受ける必要がございます。そこが非常にネックになっておるのかと思います。

実際、運搬が禁止されておりまして、駆除をいたしましても、生きたまま運ぶということが禁止されておりまして、ただ、その場合、死亡といいますか、植物の場合ですから枯れてしまえば、更にそこから種子が飛散したりとか、更にほかのところに広がるというような可能性がなくなりますので、枯れてからの移動は大丈夫ですので、刈った後しばらくその場で置いておいていただいて、その後、枯れたのを確認した後に運搬して焼却なり処分をするということは可能でございます。

また、いろいろな地域のボランティアとか地域住民の方々がボランティア的に小さな活動としてやっていく部分についてまで、先ほどの確認とかもらうのは非常に大変な作業であるというような御指摘もございました。これにつきましても、ある一定の要件、例えば、確実に焼却処分をするとか、確実にその種子が漏れない、外に出ないというような梱包措置をするとか、あとはそういう作業をするホームページなりで広報するというような、三つの条件を満たすものであれば、地域住民の方々がボランティアでやる際にも今は可能となっておりますので、もし何か実際にやられるときに御不安な点、御不明な点ございましたら、我々のほうにお尋ねいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

岡田副委員長

ありがとうございます。実際、罰金規則が付いているというところでの取組ということで、皆さん非常に慎重になられていた部分がありますので、先ほどのお話を聞きますと、枯れるというか、拡散しないということが前提になれば皆さんが取り組めるというお話ですので、その旨地元の皆さん方に言って、逆にいうと、住んでいる方が一番の監視人なので、その方たちに見てもらふことによって、ちょっとでも広がりを抑えるという取組を是非拡大してもらいたいなと思います。

ただ、特定外来生物に関しましては、やはり初期対策が必要だし、初期で絶滅できますと、拡散しないということになります。今後、交流人口を増やしてという、クルーズ船も寄港を増やしましょうねというのと、チャーター便も増やしましょうねというのと、それと徳島県に来る外国人8万人目指しましょうねというところの、世界とのつながりが非常

に緊密になっていこうとしている現在です。今、ナガエツルノゲイトウの話なんですけども、そうじゃなくて、今まで見たことのない種子がどんな状態でやってくるかも分からないし、どんな動物がやってくるかということも予測できないところがありますので、是非その初期対策ができるような体制づくりをしてもらって、そしてまた、初期対策が完全にできるように、環境サイドでも是非配慮してもらいたいと思います。そしてまた、継続して、徳島県から拡散しない対策を是非、それは危機管理のほうの話になるのかもしれませんが、やっぱり環境としての、環境対策特別委員会の皆さんの目というチェックがまずあって、危機管理のほうに上げていけるとと思いますので、是非今後ともチェック体制を強化してもらいまして、今まで見たことないなとか、そういうふうな植物についての知識等々は環境対策特別委員会の皆さんのほうが持つておられると思うので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

岩佐委員長

環境活動の連携拠点ということについて、少しお伺いをしたいと思います。6月の一般質問でも、私のほうから今整備が進んでいる環境活動の連携拠点について質問させていただいたんですけども、その後、現在の整備に向けた進捗状況であったり、また整備に当たって、運営をしていく運営協議会の設置の状況等について少しお聞かせいただけたらと思います。

藤本環境首都課長

今岩佐委員長のほうから、6月議会で御質問いただきました環境活動連携拠点のその後の動きについてお尋ねを頂いております。現在、来春オープンに向けまして整備作業を進めておるところでございます。委員長のほうからも質問の中で御提案を頂きました地元の方々を含めて、御意見を聞く場の設定ということで、今運営協議会のほうの設立準備を進めておるところでございます。その委員の人選ですとかを進めておるところでございます。できましたら、年内に1回目が開催できるようにしたいと考えております。

その第1回の運営協議会の中で、ここが環境教育、環境普及啓発の拠点であるということ、それから質問の際にもお答えをさせていただきましたけれども、環境について、あらゆる世代の方々が気軽に話合いができるエコカフェの運営とか、そのようないろいろな部分の来年度以降の新たな形がその第1回の運営協議会で示せるように、現在作業を進めているところでございます。

岩佐委員長

今、年内の第1回の運営協議会に向けてということなんですけれども、先ほど来いろいろ話があって、今回の条例の中にも、環境教育の推進というような部分で掲げられております。

そこで、今回、9月に内閣府の調査で地球温暖化対策に関する世論調査というのがありまして、その結果が報告され、その結果なんですけれども、環境問題に関心があるというのが40パーセント少し、ある程度関心があるというのが46.8パーセント、合わせて87.2パーセントの人が環境問題に関心があるという結果が出てきております。87.2パーセントな

んですけども、前回の調査というのが2007年と出ておるんですけども、2007年の前回調査に比べて5ポイント減少したという形で、少し環境問題の関心が薄れてきているんじゃないかという懸念があります。

特に、年代別で見ますと、18歳から29歳の若い年齢層においては、関心があるが19.5パーセント、ある程度関心があるが55.2パーセントで計74.7パーセントと、各世代の中では一番低い関心率という結果が出ております。ちなみに、一番関心があるというのが40代という形で、関心があるというのは年代が増すごとに高くなっているような調査結果が出ているわけなんですけれども、こういう環境問題の意識が少し薄れてきているというような状況について、まずどのようにお考えでしょうか。

藤本環境首都課長

今、委員長のほうから、いわゆる温暖化に関する環境についての世論調査の結果についてということでございます。

私もこの調査を新聞報道等で見させていただきましたけれども、やはり数パーセントとはいえ、関心が下がっているということで、非常に危惧をしているところでございます。特に、若者の関心が低いということで、これまでも私もその環境行政に携わっておって、感覚的にはなかなかやはり若者の関心が低いなというのは分かっておりましたけれども、こうして数値を改めて見ますと、やはりこれまでも若者対策に力を入れてきたつもりではございますけれども、今後より一層若者対策に力を入れていく必要があるのかなと実感したところでございます。

岩佐委員長

そういう意味で、県としても若干若い世代の関心が薄いというようなことも認識されているということなんですけれども、この調査の中には、例えば、2030年に温室効果ガスを国として13年度比で26パーセント削減をするということ自体を知っていたというのが62パーセント、63パーセント弱で、本当に低いなと思っています。

本県においては、40パーセントの削減目標を掲げて、自然エネルギーの協議会の会長である知事を筆頭に、環境問題についてこれからしっかりとけん引役として全国を引っ張っていきたくて思っているんですけども。じゃあ、先ほどもあったんですけども、こういう若い世代に対して、どういうふうに具体的に啓発であったりとか意識向上をしていくのか。今回の活動拠点もあると思うんですけども、全般的にもっと、どういうふうに具体的に取るという方針とかあればと思うんです。その中で一つは、先ほどのアンケートというのは全国の調査であったと思うんですけども、例えば県内の意識というのがどれくらいあるのかというような調査をする方法であったりとか、今後そういうアンケートの実施等も含めて、環境問題の啓発にどのように取り組んでいかれますか。

藤本環境首都課長

今後の環境の普及啓発の進め方及び県民の意識の調査についての御質問でございます。私ども、今若者対策といたしまして、環境に関心のある大学生に集まっていたいて、いわゆるネットワークを作っております、県内4大学1高専から集まっていたいて、まず

は研修において知識を深めていただくとともに、我々が行う環境活動と一緒に参加をしていただいたりとか、新たな企画運営にも携わっていただいたりとかいうことをしておるところでございます。

今後は、そういう人たちが社会人になってもその企業なり社会に出て、その中で周りの人にそれまでの経験を広げていただきまして、環境に関心を持つ方々をどんどん増やしていきたいなと思っておるところでございます。

また、そういう大学生の方々に新たな環境施策の企画立案もお願いをいたしまして、若者になじみのあるような、若者が集まってこれるような環境施策にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、議会からの御提案を踏まえまして、今回の条例の中にも設定させていただいております地球環境を守る日、4月22日。アースデイにちなみまして、4月22日に設定をさせていただいておりますけれども、その日を中心といたしまして、県民の方々が地球環境保全活動を行う意欲が増してくるような行事も県内各地で積極的に実施をしてまいりたいと考えております。

あと、県民意識の調査についてでございますけれども、なかなか県のほうでこの国のような世論調査をするという機会がございませんけれども、県のほうでもeモニター制度等ございますので、何らかの機会を捉えまして、県民の皆様方の環境意識がどのようなものなのかという実態を把握して、それを基に新たな施策の立案にも生かしていきたいと考えております。

岩佐委員長

eモニター等でも調査ということで、自然エネルギーのけん引役として、ほとんど100パーセントの方に興味を持ってもらえるような啓発等につなげていただきたいんです。そういう意味で、最初に戻るんですけども、環境活動の連携拠点の整備というのを本当に早急に、でも充実したものにしていただきたいなと思います。先ほどのお話のように、大学生等にも運営協議会にも入っていただいたりして、いろんなアイデアを出していただきたいと思うんですけども。今後のその中の整備等についても協議されると思うんですけども、これは先日の県土整備委員会のほうで、企業局のほうで進めている自然エネルギーミュージアムについて少し話をさせていただいたんですけども、自然エネルギーミュージアムのほうでは、その中の展示物というのがこども未来館とかと連携をしているということで、そういう所からの展示物を借りたりという形がとれると聞いております。連携拠点についても同じで、やはり一度きて、それで終わりというわけじゃなくて、例えば当然ソフトもそうなんですけども、例えばいろんな展示物の更新であったり、またきたいなど、更に環境学習を進めていきたいな思えるような施設でなければいけないと思うんです。これからだとは思いますが、そういう内容、展示であったりとか、またソフトであったりとかいうことについては、何か今のところ考えているところがあるんでしょうか。

藤本環境首都課長

今、新たな環境活動連携拠点での展示のお話でございますけれども、最初にお話が出ましたように、我々環境部局だけではなく、いろいろな関係部局とも連携をいたしまして、

その拠点だけにとどまらず、いろんな所を巡っていけるようなエコツアーといいですか、環境ツアーのようなのができないかということも考えておりますし、展示につきましても、詳細はこれからになりますけれども、委員長おっしゃられましたように、一回きたら終わりというのじゃなくて、またきたいなと思えるような内容になるように、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

岩佐委員長

今、決意をいただいたんですけれども、正に企業局であったりとか、各部局いろいろ分かれている部分もあるかとは思いますが、この環境問題に取り組むというか、意識を持ってもらうというためにも、それを越えて連携をして一体的に、例えば先ほどお話のあったバスツアーであったりとか、そういう形で全県挙げてオール徳島で取り組めるように、ただ、そのためにも急いで、でも充実した施設になることを心から要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時03分)